

自治会会員の皆様

東生駒南自治会

会長 清水 伸一郎

環境保全部

分別違反の不法投棄ゴミ/処理・対応について

平素は自治会地域内の環境美化活動—ごみ集積処理にご協力頂きありがとうございます。分別収集へのご理解を得まして「燃えるごみ」「大型ごみ」「資源ごみ」は概ねしっかり分別され決められた集積場所に決められた曜日回収を厳守されています。各位みなさまの責任を持ったごみ出しに感謝致します。

しかし、残念なことに【生駒市の指定ごみ袋を使用せず】【無分別な回収不可能な対象外のゴミを出す】【不法投棄ごみと指摘紙を提示されても投棄放置する】など 基本的なルール違反・規則無視なごみの放置も依然続いています。

このような【不法投棄ごみ】のご報告やお困り相談は後を絶ちません。【改善されず、解消されない不法投棄ごみ】は各自が確認し未回収ごみは持ち帰りごみ集積場所の近隣の皆さまへ不快なご迷惑をかけないようにご注意下さい。

放置されたままの【不法投棄ごみ】は、環境保全部から生駒市・環境課に連絡申し出た後→2週間余り状況経過観察されます（この間は放置状態）→再度連絡を入れ→市は不法投棄ごみ回収撤去物の対象ごみとして（凡そ、木曜日が回収日）→撤去終了されます。

必ず、お申し出を受けた不法投棄ごみには上記のような対応をしております。お目障りな不潔なごみですが、何とぞご理解ご協力下さい。